

○河内長野市廃棄物減量等推進審議会規則（全文）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 7 年河内長野市条例第 1 1 号）第 2 2 条の 2 の規定に基づき河内長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、別に定める部署において行う。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後最初に行われる審議会の招集は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。